

食品ロス削減に向けたさらなる取り組みを求める意見書

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に沿い、食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、今や必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人がおのおのの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって、政府においては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けたさらなる取り組みを進めるため、下記の事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、一体となって食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
- 2 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けた国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣 宛て（各通）
経済産業大臣
環境大臣
消費者及び食品安全担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 田口米蔵

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療に積極的でない医療機関が存在することから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、医療関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方にも加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は、昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

よって、政府においては、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意点などについて、医師に対する教育や研修体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意点などについて、知識を得ることができるよう周知に取り組むこと。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
衆参両院議長

水戸市議会議長 田口米蔵

統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書

国の基幹統計である毎月勤労統計調査が10年以上にわたって不正に行われてきたことが発覚した。全数調査すべき東京都分を2004年以降、約3分の1しか抽出調査を行っておらず、2018年にはこれを正しく装うようなデータ改変まで行われていた。こうした不正を行い、さらに過去の基礎資料を廃棄してしまった結果、データを補正し再集計することが不可能となった。これらは統計法違反であり、まさに国民の信頼を失う行為と言わざるを得ない。

国の基幹統計56のうち約4割に問題があったことも明らかになっている。厚生労働省は、毎月勤労統計調査だけでなく賃金構造基本統計に関しても不適切な調査を放置してきた。また、総務省が所管する小売物価統計調査においても、大阪府で店舗訪問が行われず、過去の価格が報告され続けるという不適切な業務実態が明らかになった。

最優先されるべき雇用保険や労災保険などの追加給付のめどは一部しか立っていない。過少給付の是正のための事務費が労使負担の雇用・労災保険の特別会計から捻出されることは、役所のミスツケ回しにほかならない。また、毎月勤労統計調査の不正は、多くの統計データに影響を及ぼし、とりわけ2018年の実質賃金は大幅なマイナスであったことが判明した。さらに、捏造された毎月勤労統計調査をもとに当初予算案の編成や消費税増税対策が立てられ、日銀の金融政策や年金支給額、公共料金など国民生活のあらゆる分野に問題が波及しており、国としての責任ははかり知れない。

データ改変を始めた2018年は、森友・加計問題における公文書の改ざん、裁量労働制をめぐるデータ改ざん、障害者雇用の水増し、失踪外国人技能実習生をめぐるデータ捏造など、前代未聞の不祥事が繰り返された。今後、行政への監視機能を強め、信頼できる行政、政治を取り戻さなければならない。

よって、政府においては、統計不正問題の真相究明と再発防止、信頼回復に向け、下記の事項について誠実に対応されるよう強く要望する。

記

- 1 毎月勤労統計調査の不正問題の真相究明を図るため、独立した第三者機関による徹底した検証を行い、政府の責任で公的統計の総点検を実施すること。
- 2 統計不正の再発防止と信頼回復のため、10年間で半減した国の統計職員の増員を初め、必要な施策と十分な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

内閣総理大臣
総務大臣 宛て（各通）
厚生労働大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 田口米蔵